

四の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条
第一項の規定による退職共済年金及び遺族共済年金
五 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項
に規定する改正前地共済法による職域加算額
及び平成二十四年一元化法附則第六十二条第一項
に規定する給付（第一条第五号に掲げる
給付を除く。）

五の二 平成二十四年一元化法附則第六十五条
第一項の規定による退職共済年金及び遺族共
済年金
六 平成二十四年一元化法附則第七十八条第三
項に規定する給付及び平成二十四年一元化法
附則第七十九条に規定する給付（第一条第六
号に掲げる給付を除く。）

七 移行農林共済年金及び移行農林年金（第一
条第七号に掲げる給付を除く。）

八 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百
八十四号）第四条の八第一項各号（第七号及
び第十一号を除く。）に掲げる給付（同令第
五条の三第二項の表の中欄に掲げる給付であ
つて、同表の下欄に定める者に支給されるも
のを除く。）

（特別障害給付金の調整）

第七条 特別障害給付金は、特定障害者が国民年
金法の規定による老齢基礎年金又は前条各号に
掲げる給付（以下この条及び次条において「年
金給付」という。）を受けることができるとき
は、その額の全部を支給しない。

2 特別障害給付金の額（当該年
金給付がその額の一部について支給を停止され
ているときは、停止されていない部分の額）を
超えるときは、前項の規定にかかるわらず、当該
特別障害給付金の額のうちその超える額に相当
する額を支給する。
(特別障害給付金の支給を調整する場合の年金
給付の額の計算方法)

第八条 年金給付の額は、次の各号によつて計算
する。
一二二人以上の者が共同して同一の年金給付を
受けることができるときは、その給付の額を
受給者の数で除して得た額（その額に一円
未満の端数があるときは、これを切り捨てる
ものとする。）による。

三 当該年金給付の額が年を単位として定めら
れているときは、その額を十二で除して得た
額（その額に一円未満の端数があるときは、
これを切り捨てるものとする。）による。

四 同一人が二以上の年金給付を受けることができ
るときは、その二以上の給付の額を合算
した額による。

（未支払の特別障害給付金を受けることができ
る者の順位）

第八条の二 法第十六条の二第一項に規定する未
支払の特別障害給付金を受けることができる者
の順位は、同項に規定する順序による。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法等の規
定の適用）

第九条 法第十七条の規定により国民年金法に基
づく処分とみなされた厚生労働大臣のした特別
障害給付金の支給に関する処分について、同法
第一百一条及び社会保険審査官及び社会保険審
査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の規定を
適用する場合においては、同条第一項中「給
付」とあるのは「給付（特定障害者に対する特
別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年
法律第二百六十六号）の規定による特別障害給付
金を含む。）」と、同法第一条第一項中「給
付」とあるのは「給付（特定障害者に対する特
別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年
法律第二百六十六号）の規定による特別障害給付
金を含む。）」と、同法第三条第一項中「給
付」とあるのは「処分（特定障害者に対する特
別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年
法律第二百六十六号）による特別障害給付
金（以下「特別障害給付金」という。）の支給
に関する処分を含み、」と、同法第四条第一項
中「による給付」とあるのは「による給付及び
特別障害給付金」と、同法第九条第一項中「事
務を行ふ」とあるのは「事務を行い、若しくは
特別障害給付金の支給に関する処分をした」と
する。

2 前項の場合においては、社会保険審査官及び
社会保険審査会法施行令（昭和二十八年政令第
百九十九号）第二条第一項中「国民年金の給付」と
あるのは「（国民年金の給付、特定障害者に
対する特別障害給付金の支給に関する法律（平
成十六年法律第二百六十六号）による特別障害給
付金（以下「特別障害給付金」という。）の支給
に関する事務を行ふ」とある。

（管轄）

第十一条 法第三十二条の八第一項の規定によ
り市町村（特別区を含む。）が処理することとさ
れている事務は、法第六条第一項若し
くは第二項の認定を受けようとする者は当該
法第九十条の二にあっては同条第一項第三号、
第二項第三号及び第三項第三号に該当するもの
とみなす。この場合において、同法第九十条第
二項ただし書並びに第九十条の二第一項ただし
書、第二項ただし書及び第三項ただし書の規定
は適用せず、同法第九十条第一項中「次条第一
項から第三項までの規定の適用を受ける期間又
は学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）
第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八
十三条に規定する大学の学生その他の生徒若し
くは学生であつて政令で定めるもの（以下「学
生等」という。）である期間若しくは学生等で
あつた期間」とあるのは「次条第一項から第三
項までの規定の適用を受ける期間」と、同法第
九十条の二第一項中「前条第一項若しくは次項
若しくは第三項の規定の適用を受ける期間又は
学生等である期間若しくは学生等であつた期
間」とあるのは「前条第一項、次項又は第三項
の規定の適用を受ける期間」と、同条第二項中
「前条第一項若しくは前項若しくは次項の規定
の適用を受ける期間又は学生等である期間若し
くは学生等であるつた期間」とあるのは「前条第
二項の規定の適用を受ける期間又は学生等であ
る期間若しくは学生等であつた期間」とあるの
は「前条第一項又は前二項の規定の適用を受
ける期間」とする。

（機構が収納を行う場合）

第十五条 法第三十二条の八第一項の政令で定め
る場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第二十二条第二項において準用する国民
年金法第九十六条第二項の規定による督促を
受けた納付義務者が法の規定による徴収金の
納付を日本年金機構法（平成十九年法律第二
九号）第二十九条に規定する年金事務所（次
条第二項において「年金事務所」という。）
において行うことを希望する旨の申出があ
った場合

二 法第三十二条の八第二項において準用する
国民年金法第九十九条の十一第二項の規定によ
り任命された法第三十二条の八第一項の収納
を行ふ日本年金機構（以下「機構」という。)
の職員（第四号及び第二十条において「収納
職員」という。）であつて併せて法第三十二
条の三第一項の収納職員として同条第二項に
おいて準用する国民年金法第六第二
項の規定により任命された者（以下この号及
び次号において「職員」という。）が、法の
規定による徴収金を徴収するため、前号に規

定する納付義務者を訪問した際に、当該納付義務者が当該職員による法の規定による徴収金の収納を行うことを希望した場合
三 職員が、法の規定による徴収金を徴収するため法第三十二条の二第一項第四号に掲げる国税滞納処分の例による処分により金銭を取扱った場合
四 前三号に掲げる場合のほか、法の規定による徴収金の収納職員による収納が納付義務者の利便に資する場合その他の法の規定による徴収金の収納職員による収納が適切かつ効果的な場合として厚生労働省令で定める場合
(公示)

第十六条 厚生労働大臣は、法第三十二条の八第一項の規定により機構に法の規定による徴収金の収納を行わせるに当たり、その旨を公示しなければならない。

2 機構は、前項の公示があつたときは、遅滞なく、年金事務所の名称及び所在地その他他の法の規定による徴収金の収納に関し必要な事項として厚生労働省令で定めるものを公表しなければならない。

(機構が行う収納について準用する国民年金法の規定の読み替え)

第十七条 法第三十二条の八第二項の規定により国民年金法第一百九条の十一第二項から第六項までの規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(以下「特別障害給付金法」という。)第三百九条第一項	行う日本年金機構(以下「機構」という。)十二条の八第一項
---	------------------------------

2 特別障害給付金法の規定による徴収金の支給に関する法律(以下「特別障害給付金法」という。)第三百九条第一項

(施行期日)

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

(認定の請求に関する経過措置)

第二条 特定障害者のうち次の表の上欄に掲げる者は、六十五歳に達した日から同表の下欄に掲げる期間については、法第六条第一項の規定にかかるわらず、同項の規定による認定の請求をすることができる。

第二項において準用する前二項

ことができる。

第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	
保険料等	機構	行う	機構	第一項	各	
特別障害給付金法第三十二条の八第一項及び同条第二項において準用する第二項から前項まで	機構における徴収金の収納期限	第一項及び同条第二項において準用する第二項から前項まで	第一項	第一項	第一項	
機構において国の毎会計年度所属の法の規定による徴収金を収納するのは、翌年度の四月三十日限りとする。	機構による収納手続	(機構による収納手続)	機構は、法の規定による徴収金につき、法第三十二条の八第一項の規定による収納を行つたときは、該法の規定による徴収金の収納をした者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証書を交付しなければならない。この場合において、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、当該収納を行つた旨を年金特別会計の歳入徴収官に報告しなければならない。	機構は、法の規定による徴収金に付された者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証書を交付しなければならない。この場合において、機構は、厚生労働省令を定めるとときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。	機構は、法の規定による徴収金に付された者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証書を交付しなければならない。この場合において、機構は、厚生労働省令を定めるとときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。	機構は、法の規定による徴収金に付された者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証書を交付しなければならない。この場合において、機構は、厚生労働省令を定めるとときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。
昭和十五年四月三日から昭和十六年四月二日までの間に生まれた者	昭和十九年四月三日から昭和十七年四月二日までの間に生まれた者	昭和十七年四月三日から昭和十八年四月二日までの間に生まれた者	昭和十八年四月三日から昭和十九年四月二日までの間に生まれた者	昭和十九年四月三日から昭和二十一年四月二日までの間に生まれた者	昭和十五年四月三日から昭和十六年四月二日までの間に生まれた者	

昭和十五年四月三日から昭和十六年四月二日までの間に生まれた者	昭和十九年四月三日から昭和二十一年四月二日までの間に生まれた者	昭和十七年四月三日から昭和十八年四月二日までの間に生まれた者	昭和十八年四月三日から昭和十九年四月二日までの間に生まれた者	昭和十九年四月三日から昭和二十一年四月二日までの間に生まれた者	昭和十五年四月三日から昭和十六年四月二日までの間に生まれた者
内 内 内 内 内 内	内 内 内 内 内 内	内 内 内 内 内 内	内 内 内 内 内 内	内 内 内 内 内 内	内 内 内 内 内 内
五年以 五年以 五年以 五年以 五年以 五年以	五年以 五年以 五年以 五年以 五年以 五年以	五年以 五年以 五年以 五年以 五年以 五年以	五年以 五年以 五年以 五年以 五年以 五年以	五年以 五年以 五年以 五年以 五年以 五年以	五年以 五年以 五年以 五年以 五年以 五年以
第一条 この政令は、平成二十二年六月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。
附則 (平成二十二年四月一日政令第一〇号) 抄	附則 (平成二十二年四月一日政令第一〇号) 抄	附則 (平成二十三年二月二八日政令第一〇号) 抄	附則 (平成二十三年二月二八日政令第一〇号) 抄	附則 (平成二十三年三月三一日政令第八〇号) 抄	附則 (平成二十二年四月一日政令第一〇号) 抄
(施行期日)	(施行期日)	(施行期日)	(施行期日)	(施行期日)	(施行期日)

昭和十五年四月三日から昭和十六年四月二日までの間に生まれた者	昭和十九年四月三日から昭和二十一年四月二日までの間に生まれた者	昭和十七年四月三日から昭和十八年四月二日までの間に生まれた者	昭和十八年四月三日から昭和十九年四月二日までの間に生まれた者	昭和十九年四月三日から昭和二十一年四月二日までの間に生まれた者	昭和十五年四月三日から昭和十六年四月二日までの間に生まれた者
内 内 内 内 内 内	内 内 内 内 内 内	内 内 内 内 内 内	内 内 内 内 内 内	内 内 内 内 内 内	内 内 内 内 内 内
五年以 五年以 五年以 五年以 五年以 五年以	五年以 五年以 五年以 五年以 五年以 五年以	五年以 五年以 五年以 五年以 五年以 五年以	五年以 五年以 五年以 五年以 五年以 五年以	五年以 五年以 五年以 五年以 五年以 五年以	五年以 五年以 五年以 五年以 五年以 五年以
第一条 この政令は、平成二十二年六月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二十三年二月二八日政令第一〇号) 抄	第一条 この政令は、平成二十三年二月二八日政令第一〇号) 抄	第一条 この政令は、平成二十三年三月三一日政令第八〇号) 抄	第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。
附則 (平成二十二年四月一日政令第一〇号) 抄	附則 (平成二十二年四月一日政令第一〇号) 抄	附則 (平成二十三年二月二八日政令第一〇号) 抄	附則 (平成二十三年二月二八日政令第一〇号) 抄	附則 (平成二十三年三月三一日政令第八〇号) 抄	附則 (平成二十二年四月一日政令第一〇号) 抄
(施行期日)	(施行期日)	(施行期日)	(施行期日)	(施行期日)	(施行期日)

昭和十五年四月三日から昭和十六年四月二日までの間に生まれた者	昭和十九年四月三日から昭和二十一年四月二日までの間に生まれた者	昭和十七年四月三日から昭和十八年四月二日までの間に生まれた者	昭和十八年四月三日から昭和十九年四月二日までの間に生まれた者	昭和十九年四月三日から昭和二十一年四月二日までの間に生まれた者	昭和十五年四月三日から昭和十六年四月二日までの間に生まれた者
内 内 内 内 内 内	内 内 内 内 内 内	内 内 内 内 内 内	内 内 内 内 内 内	内 内 内 内 内 内	内 内 内 内 内 内
五年以 五年以 五年以 五年以 五年以 五年以	五年以 五年以 五年以 五年以 五年以 五年以	五年以 五年以 五年以 五年以 五年以 五年以	五年以 五年以 五年以 五年以 五年以 五年以	五年以 五年以 五年以 五年以 五年以 五年以	五年以 五年以 五年以 五年以 五年以 五年以
第一条 この政令は、平成二十二年六月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二十三年二月二八日政令第一〇号) 抄	第一条 この政令は、平成二十三年二月二八日政令第一〇号) 抄	第一条 この政令は、平成二十三年三月三一日政令第八〇号) 抄	第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。
附則 (平成二十二年四月一日政令第一〇号) 抄	附則 (平成二十二年四月一日政令第一〇号) 抄	附則 (平成二十三年二月二八日政令第一〇号) 抄	附則 (平成二十三年二月二八日政令第一〇号) 抄	附則 (平成二十三年三月三一日政令第八〇号) 抄	附則 (平成二十二年四月一日政令第一〇号) 抄
(施行期日)	(施行期日)	(施行期日)	(施行期日)	(施行期日)	(施行期日)

1	（施行期日） （四号）抄 （附則）（平成二十六年三月三一日政令第一 八号） （施行期日） （一）この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。	1 （経過措置） （この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。） 2 （経過措置） （平成二十六年三月以前の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額については、なお従前の例による。）
2	（施行期日） （六号）抄 （附則）（平成二十七年三月二十五日政令第八 八号） （施行期日） （一）この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。	1 （この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。） 2 （この政令は、平成二十七年三月以前の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額については、なお従前の例による。）
3	（施行期日） （三九二号）抄 （附則）（平成二七年一月二六日政令第三 三九二号） （施行期日） （一）この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。（経過措置の原則）	1 （経過措置） （この政令は、平成二十七年三月以前の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額については、なお従前の例による。） 2 （この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。）
4	（施行期日） （二号）抄 （附則）（平成二九年一月二九日政令第 二号） （施行期日） （一）この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。（経過措置）	1 （経過措置） （この政令は、平成二十七年三月以前の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額については、なお従前の例による。） 2 （この政令は、平成二十七年三月以前の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額については、なお従前の例による。）
5	（施行期日） （二号）抄 （附則）（平成二九年三月三〇日政令第三 二号） （施行期日） （一）この政令は、平成二十九年一月二九日から施行する。（経過措置）	1 （経過措置） （この政令は、平成二九年三月以前の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額については、なお従前の例による。） 2 （この政令は、平成二九年三月以前の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額については、なお従前の例による。）
6	（施行期日） （一三号） （附則）（平成三〇年三月三〇日政令第一 一三号） （施行期日） （一）この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。（経過措置の原則）	1 （第五条の規定による改正後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令第二条第一項の規定は、令和元年八月以後の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の規定による特別障害給付金の支給の制限について適用し、同年七月以前の月分（経過措置の原則）） 2 （この政令は、平成三〇年三月以前の月分の当該特別障害給付金の支給の制限については、なお従前の例による。）
7	（施行期日） （七七号） （附則）（平成二八年三月三一日政令第一 七七号） （施行期日） （一）この政令は、平成二八年四月一日から施行する。（経過措置）	1 （この政令は、平成二八年三月以前の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額については、なお従前の例による。） 2 （この政令は、平成二八年四月一日から施行する。）
8	（施行期日） （一九号） （附則）（平成三一年三月二九日政令第一 一九号） （施行期日） （一）この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。（経過措置）	1 （この政令は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）。次条第二項及び附則第四条第二項において「改正法」という。） 2 （附則第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。）
9	（施行期日） （六号）抄 （附則）（平成三一年四月五日政令第一四 六号） （施行期日） （一）この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。（経過措置）	1 （この政令は、平成二十九年三月以前の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額については、なお従前の例による。） 2 （この政令は、平成三十一年三月以前の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額については、なお従前の例による。）
10	（施行期日） （一九号） （附則）（令和二年三月三〇日政令第九 一九号） （施行期日） （一）この政令は、令和二年四月一日から施行する。（経過措置）	1 （この政令は、令和二年三月以前の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額については、なお従前の例による。） 2 （この政令は、令和二年三月以前の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額については、なお従前の例による。）
11	（施行期日） （一九号） （附則）（令和三年三月三一日政令第九 一九号） （施行期日） （一）この政令は、令和三年十月一日から施行する。（経過措置）	1 （この政令は、令和三年三月以前の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額については、なお従前の例による。） 2 （この政令は、令和三年十月以前の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額については、なお従前の例による。）
12	（施行期日） （一九号） （附則）（令和四年三月二五日政令第一 一九号） （施行期日） （一）この政令は、令和四年十月一日から施行する。（経過措置）	1 （この政令は、令和四年三月以前の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額については、なお従前の例による。） 2 （この政令は、令和四年四月以前の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額については、なお従前の例による。）
13	（施行期日） （一九号） （附則）（令和五年三月二三日政令第七 一九号） （施行期日） （一）この政令は、令和六年四月一日から施行する。（経過措置）	1 （この政令は、令和五年三月以前の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額については、なお従前の例による。） 2 （この政令は、令和六年四月以前の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額については、なお従前の例による。）

(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条

第三条の規定による改正後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令第二条の規定は、令和六年十月以後の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第九条の規定による特別障害給付金の支給の制限について適用し、同年九月以前の月分の当該特別障害給付金の支給の制限については、なお従前の例による。

附 則（令和五年三月三〇日政令第一一六号）

（施行期日）

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 令和五年三月以前の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額については、なお従前の例による。

附 則（令和六年三月二九日政令第一二一号）

（施行期日）

1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 令和六年三月以前の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額については、なお従前の例による。